

ばい煙の排出を規制

発生施設の所有者は届出を
大気汚染防止法の指定地域に

富士地区（富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、芝川町）は「大気汚染防止法」により、近くばい煙の排出規制をうけることになりました。

大気汚染防止法は、すでに大気が汚染されている地域や、大気が汚染されるおそれのある地域を指定し、地域内の工場や事業場から発生するばい煙（亜硫酸ガス、粉じんなど）を規制して、住民の健康を守るとともに、産業の健全な発展をはかるために設けられたものです。

この法律がこれまであった「ばい煙防止法」と変わった点は、つぎの3つがあげられます。

①大気の汚染を地上濃度で規制する。（いままで1つ1つの発生源を規制）

②ボイラーの伝熱面積が10平方㍍以上の場合に届け出ることになった。（いままで30平方㍍以上が対象）

③指定地域の排出基準をA、B、Cの3つにわけ、それぞれに地上濃度を規制するための係数をもうけた。

この指定によって、イオウ酸化物と粉じんの排出基準が設けられるとともに、地域内の事業者で「ばい煙発生施設」=別表=を設置してあるとき、または新設するときは、届け出をしなければならなくなりました。

また、地域内ではついに大気の汚染状況を監視し、一定の基準以上になると、

大規模のばい煙発生施設のある工場にはばい煙を少なくするよう協力を求め、大気が基準以上汚染しないようにします。

なお、大気汚染防止法にはこのほか自動車排出ガスの規制、特定有害物（24種類）の事故時の措置についても規定が行なわれています。

市内には、大気汚染防止法によるばい煙発生施設のある事業所は約230あります。

ばい煙発生施設の所有業者は、施設の届けを指定の日から30日以内に市公害課（富士事務所）に届けなければなりません。この届けをもとに、市公害課が中心となって調査を行ない、排出基準にあつてはいるかどうか、県知事の審査を受けます。

基準にあわない場合は、改善命令（煙突を高くしたり、低イオウ重油を使用するなど）や、一時停止命令がだされことがあります。改善命令がだされた場合は、指定の日から2年以内に施設の改善をしなければなりません。

また、ばい煙施設の所有業者は、イオウ酸化物の濃度の記録、ばい煙の処理方法や使用燃料の報告など、国、県、市の行なう防止対策に協力するよう義務づけられています。

このように、大気汚染防止法は、わたしたちの生活環境を保つために設けられたものです。ばい煙発生施設の所有者は

公害問題に
全力そそぐ

富士市長 齊藤滋与史



別項のように、富士市を含めた富士地区は近く大気汚染防止法の「ばい煙排出規制の指定地域」になることが決まりました。

ご承知のように、本市は製紙工業をはじめ、各種企業の立地によって、県下第2位の工業都市を誇っていますが、反面、これらの企業によっておこされている産業公害は、気々深刻さを加え、いまや富士市のもっとも重要な課題となっています。

私は、大気汚染防止法の適用を契機に、一連の公害問題に対処するため具体的な施策として、まず、企業側には①使用燃料の低イオウ化の推進②ばい煙排出施設の改善（高煙突化、集合化など）を、また、市当局においては①公害防止計画の樹立、②観測体制の強化充実③公害防止施設への融資制度の強化④人体影響調査の実施などを推進してまいりますので、市民各位のご理解とご協力をお願いする次第であります

健全な町づくりをするため、この法律の主旨をよく理解して、協力してくださるようお願いします

番号	名 称	届出を必要とする能力
1.	ボイラー（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの、いおう含有率が体積比で0.5%以下のガス「希硫ガス」を専焼するものを除く）	伝熱面積が10㎟以上のもの
2.	ガス発生炉、加熱炉（水性ガス又は油ガス発生用）（希硫ガス又は、いおう含有率が重量比で0.5%以下である揮発油を専焼するものを除く）	原料の石炭又はコークスの処理能力が1日当り20㌧以上のもの 液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当り、50㍑以上のもの ガス燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当り80㎥以上のもの
3.	焙燒炉、燃結炉、（ペレット焼成炉を含む）煅燒炉、（金属精練又は無機化学工業薬品製造用）	原料の処理能力が1時間当り1㌧以上のもの
4.	溶鉱炉、（溶鉱用反射炉を含む）転炉、平炉、（金属の精練用）	
5.	溶解炉（金属の精製又は鋳造用）、（こしき炉、熱源が電気、又は希硫ガス専焼のものを除く）	火格子面積が1㎟以上のもの 羽口面断面積0.5㎠以上のもの
6.	加熱炉（金属の鍛造、圧延、金属又は金属製品の熱処理用）（熱源が電気、希硫ガス専焼のものを除く）	微粉炭用バーナーの燃焼能力が1時間当り、80kg以上のもの 液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当り、50㍑以上のもの ガス燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当り、80㎥以上のもの
7.	加熱炉（石油製品、石油化学製品又はコールタール製品製造用）（希硫ガス専焼のものを除く）	
8.	流動接觸分解装置のうち、触媒再生塔（石油精製用）	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当り、200kg以上のもの
9.	焼成炉、溶融炉、（窯素製品の製造用）（熱源が電気又は希硫ガス専焼は除く）	火格子面積が1㎠以上のもの 微粉炭用バーナーの燃焼能力が1時間当り、80kg以上のもの 液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当り、50㍑以上のもの ガス燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当り80㎥以上のもの
10.	反応炉、直火炉（無機化学工業薬品又は食糧品製造用）（希硫ガス専焼は除く）	
11.	乾燥炉（熱源が電気又は希硫ガス専焼のものは除く）	
12.	電気炉（製錬、製鋼、合金鉄又はカーバイト製造用）（製錬用は酸素吹込式のものに限る）	変圧器の定格容量が1000KVA以上のもの
13.	汚物焼却炉	火格子面積が2㎟以上のもの